

登録申請書 記入例（個人）

表面

別記様式第一号（第三条関係）

表面（申請者が個人の場合）

表面

<p>遊漁船業者登録申請書 証紙貼付欄 (消印してはならない。)</p>			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	申請者は記入しない
	更新申請の場合 「新規」を消す	※登録年月日	年 月 日 申請者は記入しない
<p>この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>更新登録の場合は現登録有効 期限の 30 日前までに申請する</p> </div> → ○○年○○月○○日			
<p>申請者 遊漁 一郎 押印不要</p> <p>愛知県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	ユウギョ 遊漁	イチロウ 一郎	カタカナでふりがなを付ける
住 所	郵便番号 (○○○-○○○○) 愛知県○○市○○町1丁目2-3 住民票と同じ住所		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	電話番号 (○○○) ○○○-○○○○ メールアドレス ○○@○○.○○.jp (個人の場合は記入不要)		
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
<p>(個人の場合は記入不要)</p>			
申請時において既に受けている登録		愛知県 第○○○○号	

登録の更新をする場合、現に受けている登録番号を記載する。新規の場合は不要。

登録申請書 記入例（個人）

裏面

裏面（申請者が個人の場合）

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ氏名又は名称	(申請者が未成年の場合の法定代理人を記載)				
	住所	郵便番号 (-) (法定代理人の住所等を記載) 電話番号 () - メールアドレス				
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名	法廷代理人が法人である場合に記入する。					
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ氏名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ氏名	役職（常勤・非常勤）			
営業所の名称及び所在地						
フリガナ名称	所在地					
	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇)					
	電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇					
	メールアドレス 〇〇〇@〇〇. 〇〇.jp					
通常使っている屋号等を記載 ツリブネ ユウギョマル 釣船 遊漁丸		〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2-3				
法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名		ユウギョ 遊漁	イチロウ 一郎	選任した全員の氏名を記載 「他〇名」は不可		
損害賠償措置						
フリガナ遊漁船の名称	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当たりの額)	保険期間
ユウギョマル 遊漁丸	〇〇保険株式会社遊漁船総合保険（瀬渡し特約あり）	有・無 瀬渡しがある場合、「無」を消す	〇人	〇人	5,000万円/人	〇年〇月〇〇日から 〇年〇月〇〇日まで
使用する全船舶について記載						
他の都道府県知事の登録状況						
登録番号			登録年月日			
なし			なし			

申請者が成年の場合は記入不要

備考

- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

登録申請書 記入例 (法人)

表面

別記様式第一号 (第三条関係)

表面 (申請者が個人の場合)

表面

遊漁船業者登録申請書 証紙貼付欄 (消印してはならない。)			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	申請者は記入しない
	更新申請の場合 「新規」を消す	※登録年月日	年 月 日 申請者は記入しない
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。 更新登録の場合は現登録有効期限の30日前までに申請する ○○年○○月○○日 株式会社 遊漁 申請者 代表取締役 遊漁 一郎 押印不要 愛知県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ユウギョ 株式会社 遊漁 (株)など、略さず記載。 カタカナでフリガナを付ける		
住所	郵便番号 (○○○-○○○○) 愛知県○○市○○町1丁目2-3 会社(本社・本店)の所在地を記載する。 電話番号 (○○○) ○○○-○○○○ メールアドレス ○○@○○.○○.jp		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ユウ ギョ イチ ロウ 遊漁 一郎 カタカナでフリガナを付ける		
法人である場合の役員(業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名			
フリガナ 氏名	役職(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役職(常勤・非常勤)
ユウギョ ジロウ 遊漁次郎	専務取締役(常勤)	役職が常勤か非常勤が記載する。	
ユウギョ サブロウ 遊漁三郎	常務取締役(常勤)		
申請時において既に受けている登録		愛知県 第○○○○号	

登録の更新をする場合、現に受けている登録番号を記載する。新規の場合は不要。

登録申請書 記入例（法人）

裏面

裏面（申請者が法人の場合）

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称	(記入不要)				
	住所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス				
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名	(記入不要)					
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）			
(記入不要)	(記入不要)	(記入不要)	(記入不要)			
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名称	他県にも営業所がある場合、 それについても記載する。	所在地 郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇@〇〇. 〇〇.jp				
通常使っている屋号等を記載 ツリブネ ユウギョマル 釣船 遊漁丸		〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2-3				
法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名		ユウギョ 遊漁	イチロウ 一郎	選任した全員の氏名を記載 「他〇名」は不可		
損害賠償措置						
フリガナ 遊漁船の 名称	保険契約又は 共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の 定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当 たりの額)	保険期間
ユウギョマル 遊漁丸 <small>使用する全船舶 について記載</small>	〇〇保険株式会社遊 漁船総合保険（瀬渡 し特約あり）	有・無 <small>瀬渡しがある場合、 「無」を消す</small>	〇人	〇人	5,000万円/ 人	〇年〇月〇〇日から 〇年〇月〇〇日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 年 月 日			
なし			なし			

- 備考
- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
 - 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
 - 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
 - 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
 - 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
 - 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

登録申請者
~~登録申請者の役員~~
~~登録申請者の法定代理人~~
~~登録申請者の法定代理人の役員~~

不要なものを二本線で消す

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

申請書を提出する年月日を記載

申 請 者 遊 漁 一 郎

登録申請先の県を記載
愛知県知事 殿

登録申請者の氏名
法人の場合は、会社名称、代表者の役職氏名を記載する
押印不要

備 考

「
登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員
」については、不要なものを消すこと。

（注）誓約する内容
申請者が、次ページ記載の内容に該当しないことを誓約する。

(裏面)

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
 - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
 - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

実務経験の場合

別記様式第三号（第四条関係）

実務経験証明書

証明を受ける者

（遊漁 一郎）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

申請年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

証明者については遊漁船業務主任者又はその雇用主（遊漁船業者）の氏名を記載する。

証明者 遊漁 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
遊漁 太郎 (愛知県第〇〇〇〇号)	船釣り、瀬渡し	伊勢湾、三河湾	令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで
合計期間			満 1年 カ月 日

※最低1年以上の実務経験が必要です

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修の場合

実務研修証明書

証明を受ける者

(遊漁一郎) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

証明者については、研修で指導した遊漁船業務主任者又はその雇用主（遊漁船業者）の氏名を記載する。

証明者 遊漁 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

研修の実施者は、遊漁船業務主任者として 1 年以上の実務経験を有すること

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
遊漁 太郎 (遊漁太郎 愛知県第〇〇〇〇号)	船釣り	伊勢湾	令和6年4月1日から 令和6年7月15日まで
遊漁 太郎 (遊漁太郎 愛知県第〇〇〇〇号)	瀬渡し	伊勢湾	令和6年7月16日から 令和6年9月30日まで
()	(注) 業務形態ごとに、 1日5時間以上・満30日以上の 実務研修が必要です。		年 月 日から 年 月 日まで
合計期間			満 60 日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
申請書を提出する年月日を記載

申 請 者 遊 漁 一 郎

登録申請先の県を記載
愛知県知事 殿

登録申請者の氏名
法人の場合は、会社名称、代表者の役職氏名を記載する
押印不要

(注) 誓約する内容
申請する業務主任者が、次ページ記載の内容に該当しないことを誓約する。

備考

○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの